

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から38年3月までの期間、39年4月から40年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から38年3月まで  
② 昭和39年4月から40年3月まで  
③ 昭和43年1月から同年3月まで

父親が、昭和36年10月ごろにA社会保険出張所（当時）で、私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を、毎月集金に来ていた町内の納税組合の担当者に納付していた。納税組合は既に解散しており、当時の集金担当者も全員死亡しているが、集金された保険料は納税組合の担当者によってB市に間違いなく納付されていたと思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、昭和36年8月14日に払い出された国民年金手帳記号番号により作成・管理されているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、上記手帳記号番号のほかに、2つの手帳記号番号が申立期間①の期間内（昭和37年3月9日及び同年11月12日）にいったん払い出され、その後重複取消されており、住居地の変更が無い申立人に対して複数の手帳記号番号が不自然に払い出されていることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、重複取消された手帳記号番号に係るものであり、昭和42年4月1日に更新されるまで印紙検認用の手帳として使用されているが、当該重複取消された手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿）は確認できないなど、行政側の記録

管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①の直前の昭和36年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料が37年12月31日に過年度納付されていることが確認できることから、その時点において、申立期間①のうち、36年9月から37年3月までの保険料は同様に過年度納付することが可能であった上、申立期間①のうち、同年4月から38年3月までの保険料についても、その当時複数払い出されていた手帳記号番号の中のいずれかの国民年金手帳により納付された可能性も否定できない。

- 2 申立期間②及び③については、12か月及び3か月と短期間であり、しかも、当該期間前後の期間の国民年金保険料がいずれも現年度納付されていることが確認できる上、自営業をしていた申立人の生活状況にも大きな変化はみられない。

また、申立人及びその夫は、当該期間当時は、申立人の父親が毎月自宅に集金に来ていた町内の納税組合の担当者に、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、担当者による集金状況等を具体的に記憶しており、申立人の居住する地区においても当該組合による保険料の集金が行われていたことがうかがわれる。

- 3 申立人は、申立期間①、②及び③を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年4月まで  
私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
保険料を納付していた記憶があるので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号の導入（平成9年1月）より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の祖父は既に死亡しているため、申立人の国民年金加入手続の状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から同年12月まで

私は、A県に本社があるB社C支店（D県）に平成元年10月8日から勤務したが、3か月間は見習いということで、厚生年金保険には加入させてもらえなかったため、すぐにD県E市役所に行き国民年金の加入手続をして毎月国民年金保険料を納付した。

国民年金保険料を最初に納付したところは、E市役所内にあるF銀行で、次に納付したところは同銀行のG支店だったと記憶しているので、申立期間について、保険料の納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳における国民年金記号番号欄に当該番号の記載が無く、申立人が国民年金の加入手続をしたとするD県E市の国民年金被保険者記録票においても、申立人の資格取得日は平成13年6月1日となっており、申立人が元年10月に国民年金に加入したことが確認できない。

また、申立人はE市で国民年金の加入手続をし、年金手帳の交付を受けたとしているが、当該手帳の交付都道府県は「D県」ではなく「A県」となっていることからB社で交付されたものであることがうかがわれ、申立人の主張とは一致しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から57年3月まで

私が学生であった申立期間について、父親から、昭和52年の成人式前に、「A町役場から国民年金加入通知が届いたから、国民年金に加入する。」と言われ、57年の就職時には、国民年金保険料の納付をやめる話をされたことを記憶している。

両親は既に死亡しており、確認することはできないが、父親の言葉にうそは無いと思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和52年の成人式前に申立人の国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険だけであり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、父親は既に亡くなっており、申立人自身は関与していないため、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 62 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 7 月から 62 年 9 月まで

私は、昭和 60 年 7 月 26 日に国民年金に加入したが、A 市から国民年金保険料の未納分があるとの通知があったため、納付書を発行してもらい未納分の保険料を全額分割納付した。

その後、領収書は処分して所持していないが、保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 2 月 13 日に払い出されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 60 年 7 月 26 日に遡<sup>そきゆう</sup>及して国民年金被保険者資格を取得したものと認められることから、申立期間①は国民年金未加入期間として扱われ、納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金に加入した時点で未納とされていた保険料を分割納付したと主張するところ、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料が 2 年 1 月 22 日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付が可能であった期間の保険料を納付したものと推認され、申立期間②の保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から41年3月まで

私は、申立期間当時、A町に住んでいた。国民年金の加入手続をした時に、未納期間があると言われ、年金を満額受給するため未納とされていた保険料を納付した。

平成21年2月に年金の裁定請求のため社会保険事務所（当時）で保険料納付記録を確認したところ、申立期間の保険料納付が確認できないとのことだった。

申立期間の保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和43年8月12日に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳にも、「昭和43年8月12日 発行」と記されていることから、このころに加入手続が行われ、申立人は、20歳到達日に遡及して被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、申立人は、年金を満額受給するため、国民年金に加入した時点で未納とされていた期間の保険料を納付したと主張するところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和42年度国民年金印紙検認記録のページの各月の検認欄に「現金納付 43.8.21 A町」と押印されていること、並びにオンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）において41年度と42年度の保険料が納付されていることが確認できることから、加入手続をした時点で納付可能であった申立期間以降の保険料を過年度納付したと推認でき、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと

考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 26 日から 49 年 10 月 10 日まで  
私は、昭和 40 年 6 月から 49 年 10 月まで A 社に勤務しており、入社して数年経ってから厚生年金保険料が給料から引かれるようになったと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における記憶や同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、申立期間については雇用保険の記録も確認できず、同僚からも勤務期間を特定するまでの証言を得ることはできなかった。  
また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び職歴審査照会回答票等を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立期間の前後の健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、登記簿によると A 社は平成 4 年 2 月に解散しており、解散時の事業主に照会したところ、当該事業主は申立人を知らず、申立期間当時の書類等も残っていないとしているほか、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

加えて、申立人は「退職する 2 年くらい前に、会社から国民年金と厚生年金保険には同時に加入できないのでどちらかを選ぶようにとの説明があり、私は国民年金を選んだ。」としており、オンライン記録でも申立期間は国民年金の納付済期間であることが確認できる上、健康保険についても「会社から保険証をもらわなかったので、自分で国民健康保険に加入した。」と説明している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から同年 8 月まで  
③ 昭和 41 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までは A 事業所か B 事業所で、同年 4 月から同年 8 月までは C 事業所で、41 年 4 月から同年 11 月までは D 事業所で船舶 E に乗船して働いた。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 事業所又は B 事業所に勤務していたとしているところ、オンライン記録において申立てに係る事業所及び類似名称の事業所について、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、申立人は、当該事業所の正確な所在地を記憶しておらず、管轄する法務局に照会したものの、商業登記の記録は確認できなかった。

さらに、申立人は、事業主や同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、C 事業所に住み込みで勤務したとしているところ、オンライン記録において申立てに係る事業所及び類似名称の事業所について、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、申立人は、事業主や同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について証言を得ることができない。

申立期間③について、申立人は、乗船した船舶 E が F 国の会社所有の船

舶としているところ、外国法人に派遣される日本人船員が、船員保険の被保険者となることができたのは、昭和 51 年 4 月以降であり、申立期間は、船員保険の適用の対象ではなかったものと推認できる。

また、申立人は、船員手帳を紛失しており、雇入年月日、雇止年月日が確認できないため、乗船期間を特定することができない。

さらに、申立人が勤務したとする D 事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない上、類似名称の事業所の被保険者記録にも申立人の記録を確認することはできない。

加えて、申立人は、事業主や同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年10月1日まで

私は、当時、A公共職業安定所の紹介でB社に勤めることになり、周辺地域の者が10人ほど、同社のC事業所に行き、昭和31年4月1日から働いた。

しかし、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

昭和31年9月にB社C事業所からもらった表彰状もある。同年4月から同年9月までの期間、当該事業所で働いていたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚2人の証言及びB社C事業所からの表彰状の写しから、申立人が、申立期間においてB社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所を引き継いだD社が保管していた従業員名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和31年10月1日であることが記載されている上、申立人がA公共職業安定所の紹介で一緒に当該事業所に勤務したとする同僚4人の厚生年金保険の被保険者資格取得日も同日であることが確認できる。

また、別の同僚の1人は、昭和31年4月から働いていたが、公共職業安定所で6か月は臨時見習いと言われた旨の証言をしており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日も同年10月1日となっている。

さらに、当該事業所は、当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から19年2月まで  
私は、A市にあったB社の工場で昭和17年6月から19年2月まで働いていた。工場の近くには宿泊所があり、そこから工場に通っていた。  
申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社という名称の労働者年金保険の適用事業所は確認できないものの、申立人が所持していた家族にあてた手紙の差出人住所は適用事業所である「C社D工場」の所在地と一致していることから、勤務期間の特定までには至らないが、申立人が上記工場に勤務していたと推認できる。

しかし、C社D工場の労働者年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、申立人は、「同僚の名前は覚えていない。」としている上、同名簿から住所の確認ができた被保険者24人へ文書による照会を行ったところ14人から回答があったが、申立人を知っていると回答した者はいなかった。

また、当該事業所では、当時の資料については保管されていないとしており、申立人に係る労働者年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 1 日に臨時職員としてA事業所に採用され、同年 7 月 1 日に正職員となったが、臨時職員であった期間について社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間は未加入であるとの回答であった。

申立期間当時、A事業所等を統括していたB事業所では各事業所に対し臨時職員を厚生年金保険に加入させるよう指導を行っていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間当時、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、申立人が挙げた同僚3人及び申立人が卒業したC学校の同窓会住所録（昭和 45 年 8 月現在）により、A事業所に勤務したと考えられる者2人の合計5人についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、C学校における申立人の同期生のうち、各事業所に就職した10人についても、D事業所に就職した1人を除き、各事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

加えて、上記住所録に記載された者のうち、C学校を卒業した後に各事業所に勤務したと考えられる者186人について厚生年金保険の加入記録を調査したところ、このうち各事業所において厚生年金保険に加入しているのは23人のみである。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、各事業所では必ずしもす

べての臨時職員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月1日から49年1月1日まで  
② 昭和50年12月ごろから53年2月7日まで  
③ 昭和53年2月7日から55年8月1日まで

ねんきん定期便によると、A社における私の厚生年金保険加入期間のうち、申立期間①及び③の標準報酬月額が、それぞれ9万8,000円及び19万円となっているが、当時の月給は両期間とも20数万円と記憶しているので、記録を訂正してほしい。

また、昭和48年12月末にA社を依願退職した後、50年12月ごろに同社に再入社したが、53年2月7日まで厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、B厚生年金基金の記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、申立期間①が9万8,000円、申立期間③が19万円となっており、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立期間①に被保険者資格を取得した同僚等（男性32人）の資格取得当初の標準報酬月額は、ほぼ全員（29人）が申立人と同額の9万8,000円であり、これが最高額となっている上、申立期間③当初の昭和53年2月7日から約1年後の54年3月31日までの期間に被保険者資格を取得した同僚等（男性126

人)の資格取得当初の標準報酬月額は、大半(87人)が申立人と同額の19万円となっていることが確認できる。

さらに、当該事業所には申立期間①及び③当時の賃金台帳等は保存されていないため、当時の申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

加えて、申立期間①及び③当時の当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚等19人に照会したが、回答があった12人全員が当時の給与明細書を所持していないため、当時の同僚等の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

なお、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して引き下げられているなどの不自然さはいかたがえない。

このほか、申立期間①及び③における申立人の標準報酬月額が、申立人の主張する標準報酬月額であることをうかがわせる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、雇用保険加入記録及び当該事業所が所持する社会保険台帳によると、申立人が当該事業所において雇用保険の被保険者資格を取得したのは昭和52年1月11日、離職(喪失)したのは58年12月31日と記録されていることから、申立人は、申立期間②のうち52年1月11日から当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所が所持する社会保険台帳及びB厚生年金基金の記録によると、当該事業所において申立人が厚生年金保険及び基金の被保険者資格を取得したのは昭和53年2月7日、喪失したのは58年12月24日と記録されており、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所では、「提出した社会保険台帳以外の資料は保存していないが、当時は入社後1年から3年は厚生年金保険に加入させていない。申立人が雇用保険に加入した昭和52年1月11日から厚生年金保険に加入した53年2月7日までは臨時雇用であったと思われる。」と回答しているほか、複数の同僚は、入社したとする日から約6か月又は1年後に厚生年金保険に加入していることから、申立期間②当時の当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶している同僚等5人のうち連絡先が確認できた3人を含む同僚等17人に照会したが、回答が得られた11人のうち3人は、申立人を覚えているものの入社時期までは覚えていないと回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人が当該事業所において昭和 53 年 2 月 7 日に取得した記号番号は、同年 9 月 16 日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、A事業所に勤務していた昭和 31 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 1 日までの期間について厚生年金保険に加入していたが、当該期間に係る脱退手当金を受給した記録となっていることに納得できない。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 36 年 3 月 31 日に支給決定されているなど、申立人に対する脱退手当金の支給に関する一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。